国立大学法人弘前大学と三戸町との連携協力に関する協定書

国立大学法人弘前大学(以下「甲」という。)と三戸町(以下「乙」という。) は、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互の密接な連携と協力により、地域の課題に迅速 かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与するこ とを目的とする。

(連携協力事項)

- 第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携協 力する。
 - (1) 地域産業の振興に関すること
 - (2) 地域文化の振興に関すること
 - (3)健康・医療・福祉に関すること
 - (4) 人材育成に関すること
 - (5) コミュニティ活動やまちづくりに関すること
 - (6) 学校教育・社会教育に関すること
 - (7)地方創生に関すること
 - (8) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項
- 2 前項各分野において連携・協力を推進するにあたり、その方策等については、 必要に応じて別途定める。

(秘密保持)

第3条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を 保持する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定書の期限等)

- 第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとす る。ただし、有効期間満了の1月前までにいずれからも別段の申し出がないと きは、本協定は1年間自動的に更新され、その後も同様とする。
- 2 協定期間中にいずれかより解消の申し出があった場合、両者協議の上、文書 による合意が成立した時に終了する。

(その他)

第5条 本協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、 各自その1通を保有する。

令和3年 7月15日

